

兵庫県公報

令和2年3月31日 火曜日 第23号外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

規 則	ページ
○ 行政組織規則の一部を改正する規則（人事課）	2
訓 令	
○ 決裁規程等の一部を改正する訓令（人事課）	9
○ 行政組織規則の一部を改正する規則の施行に伴う関係訓令の整理等に関する訓令（同）	22
告 示	
○ 行政組織規則の一部を改正する規則の施行に伴う関係告示の整理に関する規程（人事課）	26

公布された法令のあらまし

●行政組織規則の一部を改正する規則（規則第28号）

令和2年度の事務執行体制の整備を図るため、本庁及び地方機関の組織、事務分掌及び職制について所要の整備を行うこととした。

1 本庁の局、課及び室の組織改正

(1) 企画県民部

ア 企画県民部知事室を同部知事公室に再編し、同室に秘書課、広報戦略課、広聴課及び芸術文化課を設置する。

イ 企画県民部地域創生局地域創生課、地域振興課及び地域資源課を廃止する。

ウ 企画県民部地域創生局に渦潮推進室及び兵庫津ミュージアム整備室を設置する。

エ その他規定の整備を行う。

(2) 健康福祉部

ア 健康福祉部社会福祉局生活支援課を同局地域福祉課に再編する。

イ 班の再編その他規定の整備を行う。

(3) 産業労働部

ア 産業労働部国際局を廃止し、同局国際交流課及び国際経済課を同部国際交流課及び国際経済課に再編する。

イ 産業労働部観光局を設置し、同部観光振興課及び国際観光課を同局観光企画課及び観光推進課に再編する。

ウ 産業労働部政策労働局労政福祉課に雇用就業室を設置する。

エ 班の再編その他規定の整備を行う。

(4) 農政環境部

ア 農政環境部に全国豊かな海づくり大会推進室を、同室に全国豊かな海づくり大会企画課を設置する。

イ 班の再編その他規定の整備を行う。

2 附属機関の改正

(1) 公文書管理委員会を設置する。

(2) その他規定の整備を行う。

3 地方機関の組織改正

(1) 淡路県民局県民交流室を同県民局交流渦潮室に再編する。

(2) 消費生活総合センター研修広報部及び相談事業部を同センター指導調整部及び相談啓発部に再編する。

(3) 課の再編その他規定の整備を行う。

4 職制の改正

(1) 本庁の組織の長として設置する職に知事公室長及び全国豊かな海づくり大会推進室長を追加するとともに

- に、知事室長を廃止する。
- (2) 本庁の組織に設置することがある職に県民生活部長、国際監等を追加するとともに、女性生活部長、観光監等を廃止する。
- (3) 県民局又は県民センターの組織に設置することがある職に県民交流参事等を追加するとともに、未来島・渦潮参事を廃止する。
- (4) その他規定の整備を行う。
- 5 臨時に置く組織及び職の改正
兵庫津ミュージアム整備室の設置期限を令和5年3月31日までとする等組織及び職の設置期限を定める。
- 6 職務の特例
規定の整備を行う。

規 則

行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月31日

兵庫県知事 井戸敏三

兵庫県規則第28号

行政組織規則の一部を改正する規則

行政組織規則（昭和36年兵庫県規則第40号）の一部を次のように改正する。

第5条の2第1項中「掲げる」の右に「知事公室、」を加え、「、知事室」を削り、同項の表局名等の款の次に次のように加える。

知事公室	秘書課	秘書班 総務班
	広報戦略課	広報戦略班 報道班 地域広報班
	広聴課	広聴相談班
	芸術文化課	企画運営班 事業調整班

第5条の2第1項の表知事室の款を削り、同表地域創生局の款を次のように改める。

地域創生局		
-------	--	--

第5条の2第1項の表女性青少年局の款を削り、同表県民生活局の款芸術文化課の項を削り、同款の次に次のように加える。

女性青少年局	男女家庭課	男女共同参画班 家庭応援班
	青少年課	青少年育成班 青少年指導班

第5条の2第2項を削り、同条第3項中「掲げる」の右に「局又は」を加え、同項の表課名の款中「課名」を「局名又は課名」に改め、同表財政課の款から秘書課の款までを次のように改める。

秘書課	儀典室	儀典班
財政課	資金財産室	資金財産班
文書課	県民情報センター	県民情報班

第5条の2第3項の表情報企画課の款の次に次のように加える。

地域創生局	渦潮推進室	
	兵庫津ミュージアム整備室	企画整備班

第5条の2第3項を同条第2項とする。

第2章第1節第2款、第6款及び第7款の款名を削る。

第16条の3第2項第4号中「生活支援課」を「地域福祉課」に改め、同条を第5条の3とする。

第5条の2の次に次の款名を加える。

第2款 知事公室

第16条の4を第5条の4とし、第16条の5を第5条の5とする。

第2章第1節第5款を同節第7款とし、同節第4款の2を同節第6款とする。

第13条第7号中「生活支援課」を「地域福祉課」に改める。

第14条の2第1項第18号中「及び行政不服審査会」を「、行政不服審査会及び公文書管理委員会」に改め、同号を同項第20号とし、同項第17号を同項第19号とし、同項第3号から第16号までを2号ずつ繰り下げ、同項第2号中「文書」を「公文書」に改め、同号を同項第4号とし、同項第1号を同項第3号とし、同号の前に次の2号を加える。

(1) 公文書等の管理に関する条例（令和元年兵庫県条例第10号）第2条第5項に規定する公文書等の管理に関する企画及び総合調整に関すること。

(2) 公文書の管理に関する事務の総括に関すること。

第2章第1節第4款を同節第5款とする。

第8条第1項第8号中「県税に附随する徴収金」を「次条第1号に規定する県税徴収金」に改める。

第9条第1号中「地方法人特別税」を「特別法人事業税及び軽自動車税環境性能割」に、「附随する」を「付随する」に改め、同条第6号中「地方法人特別譲与税、」を削り、「及び航空機燃料譲与税」を「、自動車重量譲与税、航空機燃料譲与税、森林環境譲与税及び特別法人事業譲与税」に改める。

第11条第15号中「こと」の右に「(税務課の所掌に属するものを除く。)」を加え、同条中第38号を第39号とし、第17号から第37号までを1号ずつ繰り下げ、第16号の次に次の1号を加える。

(17) 森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成31年法律第3号）の施行に関すること（税務課の所掌に属するものを除く。）。)

第2章第1節第3款を同節第4款とする。

第2章第1節第8款中第16条の6を第16条の3とし、第16条の7を第16条の4とする。

第16条の8の見出し中「地域創生課」を「地域創生局」に改め、同条中「地域創生課においては」を「地域創生局においては、次項及び第3項に定める事務のほか」に改め、同条第8号を同条第21号とし、同条第7号の次に次の13号を加える。

(8) 地域振興の企画及び総合調整に関すること。

(9) 地域間の交流及び連携に関すること。

(10) 未利用地（県が買い受けた先行取得用地に限る。）の活用方策の調整に関すること。

(11) 地方拠点都市地域の整備に関すること（他課室の所掌に属するものを除く。）。)

(12) 低開発地域の工業の開発に関すること。

(13) 総合保養地域の整備の総合的推進に関すること。

(14) 地域再生大作戦の総合調整に関すること。

(15) 地域資源の活用促進に関する企画及び総合調整に関すること。

(16) 過疎地域の自立促進に関すること。

(17) 辺地に係る公共的施設の総合整備に関すること。

(18) 離島振興対策に関すること。

(19) 大阪・関西万博の開催に伴う地域の活性化に関すること。

(20) 一般財団法人淡路島くふうみ協会に関すること。

第16条の8に次の2項を加える。

2 渦潮推進室においては、鳴門海峡の渦潮を生かした事業の総合調整に関する事務をつかさどる。

3 兵庫津ミュージアム整備室においては、兵庫津ミュージアムの整備に関する事務をつかさどる。

第1章第2節第9款中第16条の8を第16条の5とし、第16条の9から第16条の11までを削る。

第2章第1節第10款中第16条の12を第16条の6とし、第16条の13を第16条の7とする。

第2章第1節第10款の2及び第11款の款名を削る。

第16条の14第7号中「労政福祉課の所掌に属する」を「就業支援に関する」に改め、同条を第16条の11とする。

第16条の15を第16条の12とする。

第2章第1節第12款を同節第14款とする。

第16条の12の次に次の款名を加える。

第13款 防災企画局

第16条の19第4号中「兵庫県立尼崎青少年創造劇場」を「県立尼崎青少年創造劇場」に、「兵庫県立芸術文化センター及び兵庫県立美術館」を「県立芸術文化センター及び県立美術館」に改め、同条を第5条の6とし、同条の次に次の款名を加える。

第3款 政策調整局

第2章第1節第10款の3中第16条の16を第16条の8とし、第16条の17を第16条の9とし、第16条の18を第16条の10とし、同条の次に次の款名を加える。

第12款 女性青少年局

第2章第1節第10款の3を同節第11款とする。

第21条第1項の表社会福祉局の款社会福祉課の項中「総務調整班」を「総務班」に、「福祉企画班」を「政策班」に改め、同款生活支援課の項中「生活支援課」を「地域福祉課」に、「生活保護・自立支援班」を「地域福祉班 生活保護班」に改め、同款国保医療課の項中「国保指導班 国保運営班」を「国保運営班 国保健康づくり推進班」に改める。

第22条第1項中第11号から第13号までを削り、第14号を第11号とし、第15号から第22号までを削り、同項第23号中「保健所、県立総合衛生学院の中山手分校、福祉人材研修センター、兵庫県福祉センター（視聴覚障害者情報提供施設を除く。）、県立総合リハビリテーションセンター（他課室の所掌に属するものを除く。）及び県立西播磨総合リハビリテーションセンター」を「及び保健所」に改め、同条を同項第12号とし、同項第24号から第26号までを削り、同項第27号を同項第13号とする。

第23条の見出し及び同条中「生活支援課」を「地域福祉課」に改め、同条第23号中「ほか」の右に「地域福祉」を加え、同条を同条第35号とし、同条第22号を同条第31号とし、同条の次に次の3号を加える。

- (32) 福祉人材研修センター、福祉センター（視聴覚障害者情報提供施設を除く。）、県立総合リハビリテーションセンター（職業能力開発施設を除く。）及び県立西播磨総合リハビリテーションセンターに関する事。
- (33) 社会福祉法人兵庫県社会福祉協議会及び社会福祉法人兵庫県社会福祉事業団に関する事。
- (34) 社会福祉審議会に関する事。

第23条第21号を同条第30号とし、同条第1号から第20号までを9号ずつ繰り下げ、同条第10号の前に次の9号を加える。

- (1) 地域福祉に関する施策の企画及び推進に関する事。
- (2) 社会福祉法（昭和26年法律第45号）の施行に関する事（他課室の所掌に属するものを除く。）。
- (3) 民生委員法（昭和23年法律第198号）の施行に関する事。
- (4) 地域住民の協働による社会福祉活動の振興に関する事。
- (5) 民間社会福祉事業の振興に関する事。
- (6) 生活福祉資金に関する事。
- (7) 災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）の施行に関する事。
- (8) 災害援護基金に関する事。
- (9) 社会福祉施設職員等退職手当共済法（昭和36年法律第155号）の施行に関する事。

第26条第14号を同条第16号とし、同条第13号を同条第15号とし、同条第12号中「県立但馬長寿の郷」の右に「及び県立総合衛生学院の中山手分校」を加え、同条を同条第14号とし、同条第11号の次に次の2号を加える。

- (12) 介護福祉士等修学資金に関する事。
- (13) 社会福祉士及び介護福祉士を養成する施設に関する事。

第28条第1項第10号中「及び県立こども発達支援センター」を「、県立こども発達支援センター及び県立障害児者リハビリテーションセンター」に改める。

第36条第1項中第21号を第22号とし、第10号から第20号までを1号ずつ繰り下げ、第9号の次に次の1号を加える。

- (10) 旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律（平成31年法律第14号）の施行に関する事。

第37条第12号中「覚せい剤取締法」を「覚醒剤取締法」に改める。

第38条第1項の表政策労働局の款労政福祉課の項中「勤労者福祉班 雇用就業班」を「勤労者福祉班」に改め、同表国際局の款を次のように改める。

観光局	観光企画課	企画調査班
	観光推進課	誘客促進班

第38条第2項の表観光振興課の項及び国際観光課の項を次のように改める。

国際交流課	地域国際化班 交流企画班
国際経済課	経済交流班

第38条第3項の表課名の項の次に次のように加える。

労政福祉課	雇用就業室	雇用就労班 就業支援班
-------	-------	-------------

第40条中「おいては」の右に「、次項に定める事務のほか」を加え、同条中第14号から第20号までを削り、第21号を第14号とし、第22号を削り、同条第23号中「及び一般社団法人兵庫県雇用開発協会」を削り、同条第15号とし、同条第24号中「前各号」の右に「及び次項各号」を加え、「並びに雇用及び就業」を削り、同条第16号とし、同条に次の1項を加える。

2 雇用就業室においては、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 雇用の創出及び安定に係る総合的施策の企画及び推進に関すること。
- (2) 外国人の就労に関すること。
- (3) 職業紹介に関すること。
- (4) 中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律（平成3年法律第57号）の施行に関すること。
- (5) 職場適応訓練に関すること。
- (6) 高年齢者の労働能力の活用に関すること。
- (7) 重度障害者多数雇用事業所（県が出資するものに限る。）に関すること。
- (8) 県立男女共同参画センターに関すること（就業支援に関するものに限る。）。
- (9) 一般財団法人兵庫県雇用開発協会に関すること。
- (10) 前各号に掲げるもののほか、雇用及び就業に関すること。

第2章第3節第4款の款名を次のように改める。

第4款 国際交流課及び国際経済課

第2章第3節第5款の款名を次のように改める。

第5款 観光局

第46条の2の見出し及び同条中「観光振興課」を「観光企画課」に改め、同条第1号中「及び推進」を削り、同条第3号及び第4号を削り、同条第5号を同条第3号とし、同条に次の1号を加える。

- (4) 国際観光ホテル整備法（昭和24年法律第279号）の施行に関すること。

第46条の3の見出し及び同条中「国際観光課」を「観光推進課」に改め、同条第1号中「国際ツーリズムの振興」を「観光事業の推進及び広報宣伝」に改め、同条第3号を削る。

第47条第1項中「掲げる局」の右に「、全国豊かな海づくり大会推進室」を加え、同条の表局名の款中「局名」を「局名等」に改め、同表農林水産局の款水産課の項中「漁政班 豊かな海づくり大会推進総務班 豊かな海づくり大会推進事業班」を「漁政班」に改め、同款の次に次のように加える。

全国豊かな海づくり大会推進室	全国豊かな海づくり大会企画課	企画班 事業推進班
----------------	----------------	-----------

第48条の2第1項第12号中「(消費流通課の所掌に属するものを除く。)」を削り、同条第2項中第13号を第14号とし、第7号から第12号までを1号ずつ繰り下げ、第6号の次に次の1号を加える。

- (7) 棚田地域振興法（令和元年法律第42号）の施行に関すること。

第48条の4第15号を削る。

第50条第14号を削り、同条第15号を同条第14号とする。

第51条第1項第11号を同項第12号とし、同項第10号の次に次の1号を加える。

- (ii) 特殊土地地帯の対策に関すること。

第52条第3号中「肥料取締法」を「肥料の品質の確保等に関する法律」に改め、同条第13号中「兵庫県立フラワーセンター」を「県立フラワーセンター及び県立公園あわじ花さじき」に改める。

第56条第1項第8号中「保護及び増殖」を「保存及び管理並びに保護培養」に改め、同項中第9号を削り、第10号を第9号とし、第11号から第15号までを1号ずつ繰り上げ、第16号を削り、第17号を第15号とし、第18号を第16号とし、第19号を第17号とする。

第2章第4節中第5款を第6款とし、第4款を第5款とし、第3款の次に次の1款を加える。

第4款 全国豊かな海づくり大会推進室

(全国豊かな海づくり大会企画課の事務)

第56条の2の2 全国豊かな海づくり大会企画課においては、全国豊かな海づくり大会の開催に関する事務をつかさどる。

第70条第1項中「局()の右に「知事公室、」を加え、「知事室」を「全国豊かな海づくり大会推進室」に改め、「(室)の右に「(知事公室、新庁舎準備室、専門職大学準備室及び全国豊かな海づくり大会推進室を除く。)」を加える。

第71条の表行政不服審査会の項の次に次のように加える。

公文書管理委員会	公文書等の管理に関する条例による公文書の適正な管理に関する事項の調査審議及び公文書の適正な管理に関して必要と認める事項についての建議に関する事務	企画県民部管理局文書課
----------	--	-------------

第71条の表情報公開・個人情報保護審議会の項中「当該事務」を「当該事項」に改め、同表男女共同参画審議会の項及び青少年愛護審議会の項を削り、同表交通安全対策会議の項の次に次のように加える。

男女共同参画審議会	男女共同参画社会づくり条例（平成14年兵庫県条例第11号）による男女共同参画社会の形成の促進に関する重要事項の調査審議及び当該事項に関して必要と認める事項についての建議に関する事務	企画県民部女性青少年局 男女家庭課
青少年愛護審議会	青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の樹立に関して必要な事項並びに青少年愛護条例（昭和38年兵庫県条例第17号）による青少年の健全な育成及びこれを阻害するおそれのある行為からの青少年の保護に関する重要事項の調査審議に関する事務	企画県民部女性青少年局 青少年課

第71条の表社会福祉審議会の項中「健康福祉部社会福祉局社会福祉課」を「健康福祉部社会福祉局地域福祉課」に改める。

第75条第1項の表淡路県民局の款中「県民交流室」を「交流渦潮室」に、「県民・商工労政課 未来島推進課」を「交流渦潮課 県民・商工労政課」に改め、同条第2項中「淡路県民局県民交流室県民・商工労政課」を「淡路県民局交流渦潮室県民・商工労政課」に改める。

第78条第1項中「及び地域政策室」を「、地域政策室及び交流渦潮室」に改め、同条第3項第10号中「淡路県民局県民交流室」を「淡路県民局交流渦潮室」に改める。

第86条の表加古川健康福祉事務所の項中「監査指導課 福祉課」を「監査・地域福祉課 生活福祉課」に改める。

第87条の6第2項第7号中「海洋生物資源」を「水産資源」に改める。

第87条の16第1項の表宝塚土木事務所の項中「道路第2課」を「道路第2課 河川砂防課」に改め、同条第3項中「推進等」を「推進」に、「河川砂防課」を「武庫川事業課」に改める。

第107条の表研修広報部の項及び相談事業部の項を次のように改める。

指導調整部	指導調整課
相談啓発部	相談調査課 学習交流推進課

第108条第1項中「研修広報部」を「指導調整部」に改め、同項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号及び第4号を削り、第5号を第2号とし、第6号を第3号とし、同項第7号中「前各号」を「前3号」に、「相談事業部」を「相談啓発部」に改め、同号を同項第4号とし、同条第2項中「相談事業部」を「相談啓発

部」に改め、同項第4号中「、情報提供等」を「その他」に改め、同号を同項第5号とし、同項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 講座を開設し、及び研究会、講習会、講演会等を開催すること。

第108条第2項に次の1号を加える。

(6) 広報に関すること。

第131条の6の表西宮こども家庭センターの項中「家庭支援課」を「家庭支援第1課 家庭支援第2課」に改める。

第377条の表部長の項の次に次のように加える。

知事公室長	知事公室	知事公室の事務を管理し、所属の職員を指揮監督する。
-------	------	---------------------------

第377条の表知事室長の項を次のように改める。

全国豊かな海づくり大会推進室長	全国豊かな海づくり大会推進室	全国豊かな海づくり大会推進室の事務を管理し、所属の職員を指揮監督する。
-----------------	----------------	-------------------------------------

第378条の表政策創生部長の項中「企画県民部知事室、ビジョン局」を「企画県民部ビジョン局」に改め、「並びに広報及び広聴に関する事務」を削り、「これらの」を「当該」に改め、同表女性生活部長の項中「女性生活部長」を「県民生活部長」に、「企画県民部女性青少年局及び県民生活局」を「企画県民部県民生活局及び女性青少年局」に改め、同表観光監の項中「観光監」を「国際監」に、「観光振興及び国際観光」を「国際交流及び国際経済」に改め、同表部参事（整備担当）の項を削り、同表広報戦略室長の項中「企画県民部」を「知事公室」に改め、同表広報戦略参事の項を次のように改める。

建設参事	企画県民部	新庁舎及び周辺地域の再整備に関する企画及び総合調整に関する事務を担当する。
------	-------	---------------------------------------

第378条の表部参事（医療保険担当）の項及び全国豊かな海づくり大会推進参事の項を削り、同表県土安全参事の項の次に次のように加える。

部参事（園芸・公園担当）	県土整備部	園芸及び公園に関する施策の企画及び総合調整に関する事務を担当する。
--------------	-------	-----------------------------------

第378条の表住宅参事の項の次に次のように加える。

部参事（建築調整担当）	県土整備部	公共施設の建築に関する施策の企画及び総合調整に関する事務を担当する。
-------------	-------	------------------------------------

第378条の表メディアディレクターの項及び編集・デザインディレクターの項中「企画県民部」を「知事公室」に改め、同項の次に次のように加える。

企画参事	地域創生局	地域創生に関する事務のうち、担任する事務を管理し、当該事務を処理する職員を指揮監督する。
------	-------	--

第378条の表企画調整参事の項を削り、同表参事（政策統計担当）の項の次に次のように加える。

参事（歴史資源活用担当）	地域創生局	歴史資源の活用に関する施策の企画及び総合調整に関する事務を処理する。
--------------	-------	------------------------------------

第378条の表訓練・調整参事の項の次に次のように加える。

福祉政策参事	社会福祉課	福祉に関する施策の企画及び総合調整並びに重要事業の進行管理に関する事務を処理する。
--------	-------	---

第378条の表就労支援参事の項を次のように改める。

企画調整参事	産業政策課	産業労働に関する施策の企画及び総合調整並びに重要事業の進行管理に関する事務を処理する。
--------	-------	---

第378条の表参事（環境創造型農業推進担当）の項を次のように改める。

環境農業参事	総合農政課	環境創造型農業の推進に関する施策の企画及び総合調整に関する事務を処理する。
--------	-------	---------------------------------------

第378条の表企画官の項中「地域創生課」を「地域創生局」に改め、同表健康管理専門員の項中「健康管理専門員」を「主任健康管理専門員又は健康管理専門員」に改める。

第384条の表中

「

未来島・渦潮参事	淡路県民局県民交流室
----------	------------

」

を

「

県民交流参事	淡路県民局交流渦潮室
--------	------------

」

に改め、同表主任食品安全専門官又は食品安全専門官の項の次に次のように加える。

主任衛生検査専門員 又は衛生検査専門員	健康福祉事務所検査室	衛生検査に関する事務その他の担当事務を処理する。
------------------------	------------	--------------------------

第387条第1項の表主席研究員、上席研究員、主任研究員又は研究員の項の次に次のように加える。

主任衛生検査専門員 又は衛生検査専門員	県立健康科学研究所	衛生検査に関する事務その他の担当事務を処理する。
------------------------	-----------	--------------------------

第387条第1項の表主任職業教育専門員又は職業教育専門員の項の次に次のように加える。

健康管理専門員	県立障害者高等技術専門学院	健康管理に関する事務その他の担当事務を処理する。
---------	---------------	--------------------------

附則第2条第1項の表内部組織の項の次に次のように加える。

兵庫津ミュージアム整備室	令和5年3月31日
--------------	-----------

附則第2条第1項の表復興支援課の項中「平成33年3月31日」を「令和3年3月31日」に改め、同項の次に次のように加える。

全国豊かな海づくり大会推進室	令和4年3月31日
全国豊かな海づくり大会企画課	令和4年3月31日

附則第2条第1項の表総合治水課武庫川総合治水室の項中「平成33年3月31日」を「令和3年3月31日」に改め、同条第2項の表全国豊かな海づくり大会推進参事の項を削り、同表県土安全参事の項から参事（特定プロジェクト担当）の項までの規定中「平成33年3月31日」を「令和3年3月31日」に改め、同表参事（花みどりフェア担当）の項中「平成34年3月31日」を「令和4年3月31日」に改め、同表神戸魅力づくり参事の項中「平成32年3月31日」を「令和5年3月31日」に改める。

附則第3条第1項中「知事室、」を「知事公室、」に、「女性青少年局、県民生活局」を「県民生活局、女性青少年局」に改め、「並びに広報戦略課及び広聴課」を削り、「知事室等」を「知事公室等」に改め、同条第2項

及び第3項中「第27号まで」を「第13号まで」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第48条の2第1項第12号の改正規定及び第48条の4第15号を削る改正規定 令和2年6月21日

(2) 第52条第3号の改正規定 肥料取締法の一部を改正する法律（令和元年法律第62号）の施行の日（庁舎管理規則の一部改正）

2 庁舎管理規則（昭和37年兵庫県規則第26号）の一部を次のように改正する。

第3条の3第1項第2号中「置かれる課長」の右に「（企画参事を含む。以下この号において同じ。）」を加え、同条第2項中「次の」を「次に掲げる」に改める。

（公有財産規則の一部改正）

3 公有財産規則（昭和58年兵庫県規則第11号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「（昭和36年兵庫県規則第40号）第2章に規定する」の右に「地域創生局、」を加える。

第8条第2項中「をいう」を「をいい、同条に規定する知事公室長、新庁舎整備室長、専門職大学準備室長及び全国豊かな海づくり大会推進室長並びに同規則第378条に規定する国際監を含む」に改める。

訓 令

兵庫県訓令第2号

本 庁
地 方 機 関

決裁規程等の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和2年3月31日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

決裁規程等の一部を改正する訓令

（決裁規程の一部改正）

第1条 決裁規程（昭和42年兵庫県訓令甲第17号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「部長（）」の右に「知事公室長、」を加え、「女性生活部長」を「県民生活部長」に、「知事室長及び観光監」を「国際監及び全国豊かな海づくり大会推進室長」に改め、「課長」の右に「（企画参事を含む。以下同じ。）」を加える。

第6条第2項第7号中「局（）」の右に「知事公室、」を加え、「知事室」を「全国豊かな海づくり大会推進室」に改め、「参事（）」の右に「企画参事及び参事（歴史資源活用担当）を除く。」を加える。

第7条第2項第1号、第4号及び第5号中「観光監」を「国際監」に改める。

第9条第2項中第14号を削り、第15号を第14号とし、第16号から第44号までを1号ずつ繰り上げ、同条第3項第9号中「臨時又は非常勤の職員」を「臨時的に任用される職員、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第6条第1項の規定により任期を定めて採用される職員又は非常勤職員（地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）」に改め、同項第11号テ中「前項第44号」を「前項第43号」に改める。

附則第3項の前の見出し及び同項中「政策創生部長、女性生活部長」を「知事公室長、政策創生部長、県民生活部長」に改める。

附則第4項中「政策創生部長」を「知事公室長」に、「企画県民部広報戦略課及び広聴課」を「企画県民部知事公室」に改める。

別表第1企画県民部の部課名の項中「課名」を「課名等」に改め、同項の次に次のように加える。

秘書課	1 春秋叙勲について、主務大臣に具申すること。	
-----	-------------------------	--

	2 褒章条例取扱手続（明治27年閣令第1号）第1条又は第4条の規定に基づき、褒章条例（明治14年太政官布告第63号）第1条に定める褒章（紺綬褒章を除く。）について、主務大臣に具申すること。		
広報戦略課		広報計画を作成すること。	
広聴課		広聴計画を作成すること。	
芸術文化課		兵庫県文化賞、兵庫県科学賞、兵庫県スポーツ賞及び兵庫県社会賞の受賞者の選考委員会の委員を委嘱すること。	

別表第1企画県民部の部人事課の項局長専決事項の欄14中「第25条の3第1項（）」の右に「給与条例」を加え、「第41条第8項並びに」を「第41条第8項、」に改め、「第3条第6項」の右に「並びに会計年度任用職員の給与等に関する規則（令和元年兵庫県人事委員会規則第5号）第19条」を加え、同部文書課の項中

「

		1 公印規程（昭和37年兵庫県訓令甲第18号）第3条第1項の規定に基づき、専用公印及び特殊の公印を置くことを承認すること。
--	--	---

を

「

公文書等の管理に関する条例（令和元年兵庫県条例第10号）第10条第1項の規定に基づき、公文書管理指針を定めること。		1 公印規程（昭和37年兵庫県訓令甲第18号）第3条第1項の規定に基づき、専用公印及び特殊の公印を置くことを承認すること。
---	--	---

に改め、同部中

「

		12 地方独立行政法人法第122条第1項の規定に基づき、法人に対し、必要な措置を命ずること。	
秘書課	1 春秋叙勲について、主務大臣に具申すること。		

	2 褒章条例取扱手続（明治27年閣令第1号）第1条又は第4条の規定に基づき、褒章条例（明治14年太政官布告第63号）第1条に定める褒章（紺綬褒章を除く。）について、主務大臣に具申すること。		
広報戦略課		広報計画を作成すること。	
広聴課		広聴計画を作成すること。	

を

		12 地方独立行政法人法第122条第1項の規定に基づき、法人に対し、必要な措置を命ずること。	
--	--	--	--

に改め、同部地域創生課の項を削り、同部地域振興課の項課名等の欄中「地域振興課」を「地域創生局」に改め、同項知事決裁事項の欄4を同欄5とし、同欄1から3までを同欄2から4までとし、同欄に1として次のように加える。

- 1 兵庫県地域創生条例（平成27年兵庫県条例第4号）第6条第1項の規定に基づき、地域創生に関する施策の推進に関する戦略を定めること。
別表第1企画県民部の部地域創生局の項部長専決事項の欄に次のように加える。
- 5 過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第5条第1項の規定に基づき、過疎地域自立促進方針を定めること。
- 6 過疎地域自立促進特別措置法第7条第1項の規定に基づき、過疎地域自立促進都道府県計画を定めること。
- 7 辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和37年法律第88号）第3条第6項の規定に基づき、総合整備計画について当該市町に協力して講じようとする措置の計画を定めること。
- 8 離島振興法（昭和28年法律第72号）第4条第1項の規定に基づき、離島振興計画を定めること。
別表第1企画県民部の部地域資源課の項、男女家庭課の項及び青少年課の項を削り、同部中

		11 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第24条第2項の規定に基づき、公安委員会に対し、自動車運転代行業の廃止の命令について同意すること。	
--	--	---	--

芸術文化課	兵庫県文化賞、兵庫県科学賞、兵庫県スポーツ賞及び兵庫県社会賞の受賞者の選考委員会の委員を委嘱すること。	
-------	---	--

を
「

			11 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第24条第2項の規定に基づき、公安委員会に対し、自動車運転代行業の廃止の命令について同意すること。
男女家庭課	男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）第14条第1項の規定に基づき、都道府県男女共同参画計画を定めること。		
青少年課			<ol style="list-style-type: none"> 1 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第35条第4項の規定に基づき、児童厚生施設の設置を認可すること。 2 児童福祉法第35条第12項の規定に基づき、児童厚生施設の廃止又は休止を承認すること。 3 児童福祉法第46条第4項の規定に基づき、児童厚生施設の事業の停止を命ずること。 4 児童福祉法第58条第1項の規定に基づき、児童厚生施設の設置の認可を取り消すこと。 5 児童福祉法第59条第3項の規定に基づき、同条第1項に規定する施設（同法第40条に規定する業務を目的とする施設に限る。6において同じ。）の設置者に対し、施設の設備又は運営の改善その他の勧告をすること。 6 児童福祉法第59条第5項の規定に基づき、同条第1項に規定する施設の事業の廃止又は施設の閉鎖を命ずること。

に改め、同表健康福祉部の部社会福祉課の項中

- 「
- 1 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第56条第8項の規定に基づき、社会福祉法人の解散を命ずること。
 - 2 社会福祉法第121条の規定に基づき、共同募金会の解散を命ずること。
- 」

を

- 「
- 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第56条第8項の規定に基づき、社会福祉法人の解散を命ずること。
- 」

に改め、同項局長専決事項の欄中2を削り、3を2とし、4から12までを3から11までとし、13から20までを削り、同部生活支援課の項を次のように改める。

<p>地域福祉課</p>	<p>社会福祉法第121条の規定に基づき、共同募金会の解散を命ずること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 1 社会福祉法第19条第1項の規定に基づき、社会福祉主事の養成機関及び講習会を指定すること。 2 法令の規定により条例に委任された社会福祉施設等施設の基準等に関する条例（平成24年兵庫県条例第4号）第2条の2の規定に基づき、民生委員の定数を定めること。 3 民生委員法（昭和23年法律第198号）第5条第1項の規定に基づき、民生委員を厚生労働大臣に推薦すること。 4 民生委員法第7条第1項の規定に基づき、民生委員の再推薦を民生委員推薦委員会に命ずること。 5 民生委員法第7条第2項の規定に基づき、民生委員として適当と認める者を厚生労働大臣に推薦すること。 6 民生委員法第11条第1項の規定に基づき、民生委員の解嘱を厚生労働大臣に具申すること。
--------------	--	---

			<p>7 生活保護法第41条第2項の規定に基づき、社会福祉法人又は日本赤十字社の保護施設の設置を認可すること。</p> <p>8 生活保護法第45条第1項の規定に基づき、市町の保護施設の設備若しくは運営の改善、その事業の停止又はその保護施設の廃止を命ずること。</p> <p>9 生活保護法第45条第2項の規定に基づき、社会福祉法人又は日本赤十字社の保護施設の事業の停止を命じ、又は施設の設置の認可を取り消すこと。</p>
--	--	--	---

別表第1 健康福祉部の部高齢政策課の項局長専決事項の欄に次のように加える。

- 19 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第7条第1項第2号又は第3号の規定に基づき、社会福祉士養成施設を指定すること。
- 20 社会福祉士及び介護福祉士法第40条第2項第1号から第3号まで又は第5号の規定に基づき、介護福祉士養成施設を指定すること。
- 21 社会福祉士及び介護福祉士法施行令（昭和62年政令第402号）第7条の規定に基づき、社会福祉士及び介護福祉士に係る養成施設の指定を取り消すこと。

別表第1 健康福祉部の部医務課の項局長専決事項の欄1中「第6条の5第3項第14号」を「第6条の5第3項第15号」に改め、同欄28中「第7条第5項」を「第7条第4項」に改め、同欄29中「第7条第11項」を「第7条第10項」に改め、同欄30中「第7条第5項」を「第7条第4項」に改め、同欄31中「第7条第11項」を「第7条第10項」に改め、同部健康増進課の項局長専決事項の欄1中「第32条第1項」を「第66条第1項」に、「第31条第1項」を「第65条第1項」に改め、同欄2中「第32条第2項」を「第66条第2項」に改め、同欄7中「第25条の8」を「第32条」に改め、同欄8中「第18条第1項」を「第16条第1項」に改め、同欄8を同欄10とし、同欄7の次に次のように加える。

- 8 健康増進法第34条（健康増進法の一部を改正する法律（平成30年法律第78号）附則第2条第1項又は第3条第1項において読み替えて適用される場合を含む。）の規定に基づき、喫煙専用室設置施設等、喫煙可能室設置施設又は指定たばこ専用喫煙室設置施設等の管理権原者に対し、喫煙専用室、喫煙可能室若しくは指定たばこ専用喫煙室の供用を停止すること等を勧告し、勧告に従わなかった旨を公表し、又は勧告に係る措置をとるべき旨を命ずること。
- 9 健康増進法第36条の規定に基づき、喫煙目的室設置施設の管理権原者に対し、喫煙目的室の供用を停止すること等を勧告し、勧告に従わなかった旨を公表し、又は勧告に係る措置をとるべき旨を命ずること。

別表第1 健康福祉部の部薬務課の項局長専決事項の欄中68を69とし、53から67までを54から68までとし、同欄52中「覚せい剤取締法」を「覚醒剤取締法」に、「覚せい剤原料取扱者又は覚せい剤原料研究者」を「覚醒剤原料取扱者又は覚醒剤原料研究者」に改め、同欄52を同欄53とし、同欄51中「覚せい剤取締法」を「覚醒剤取締法」に、「覚せい剤施用機関又は覚せい剤研究者」を「覚醒剤施用機関又は覚醒剤研究者」に改め、同欄中51を52とし、15から50までを16から51までとし、14の次に次のように加える。

- 15 医薬品、医療機器等法第75条の2第1項の規定に基づき、登録を取り消し、又は業務の停止を命ずること。

別表第1 産業労働部の部経営商業課の項局長専決事項の欄6中「。以下「小規模事業者支援法」という。」を削り、「第7条第1項」を「第5条第6項（同法第6条第3項において準用する場合を含む。）又は第6条第2項」に、「商工会連合会の基盤施設計画の認定をする」を「商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援計画の認定をし、変更の認定をし、又は認定を取り消す」に改め、同欄中7及び8を削り、9を7とし、10

から49までを8から47までとし、同表農政環境部の部総合農政課の項局長専決事項の欄に次のように加える。
 14 棚田地域振興法（令和元年法律第42号）第6条第1項又は第8項の規定に基づき、棚田地域振興計画を定め、又は変更すること。

15 棚田地域振興法第7条第1項又は第6項の規定に基づき、指定棚田地域の指定又は指定の解除を主務大臣に申請すること。

別表第1農政環境部の部消費流通課の項課名の欄及び知事決裁事項の欄中

「

消費流通課	卸売市場法（昭和46年法律第35号）第6条第1項の規定に基づき、県卸売市場整備計画を定めること。
-------	--

」

を

「

消費流通課	
-------	--

」

に改め、同項局長専決事項の欄1から3までを次のように改める。

1 卸売市場法（昭和46年法律第35号）第13条第5項の規定に基づき、地方卸売市場（水産物の陸揚地において開設されるものを除く。2及び3において同じ。）の認定をすること。

2 卸売市場法第14条において準用する同法第10条の規定に基づき、地方卸売市場の開設者に対し、必要な措置をとるべき旨を命ずること。

3 卸売市場法第14条において準用する同法第11条第1項の規定に基づき、地方卸売市場の認定を取り消すこと。

別表第1農政環境部の部消費流通課の項局長専決事項の欄中4から7までを削り、8を4とし、9から26までを5から22までとし、同部農業改良課の項局長専決事項の欄11を削り、同欄12を同欄11とし、同部農地整備課の項局長専決事項の欄中46を47とし、29から45までを30から46までとし、28の次に次のように加える。

29 特殊土地帯災害防除及び振興臨時措置法（昭和27年法律第96号）第8条の規定に基づき、特殊土地帯の事業計画について国土審議会に意見を述べること。

別表第1農政環境部の部農地整備課の項局長専決事項の欄に次のように加える。

48 農業用ため池の管理及び保全に関する法律（平成31年法律第17号）第7条第1項又は第5項の規定に基づき、特定農業用ため池の指定をし、又はその指定を解除すること。

49 農業用ため池の管理及び保全に関する法律第11条第1項の規定に基づき、防災工事を施行すること。

50 農業用ため池の管理及び保全に関する法律第15条第1項又は第17条第3項の規定に基づき、特定農業用ため池の施設管理権の設定又はその存続期間の延長についての裁定をすること。

51 ため池の保全等に関する条例（平成27年兵庫県条例第18号）第17条第1項又は第5項の規定に基づき、特定ため池の指定をし、又はその指定を解除すること。

別表第1農政環境部の部農産園芸課の項局長専決事項の欄1及び2中「肥料取締法」を「肥料の品質の確保等に関する法律」に改め、同部水産課の項局長専決事項の欄22から25までを削り、同欄21中「第17条第1項」を「第21条第1項」に改め、同欄21を同欄25とし、同欄20中「第15条第1項」を「第18条第1項」に改め、同欄20を同欄24とし、同欄13から19までを同欄17から23までとし、同欄12中「第67条第11項」を「第120条第11項」に改め、同欄12を同欄16とし、同欄11中「第67条第4項」を「第120条第4項」に改め、同欄11を同欄15とし、同欄10中「第67条第3項」を「第120条第3項」に改め、同欄10を同欄14とし、同欄9中「第65条第7項」を「第119条第7項」に改め、「制定」の右に「又は改廃」を加え、同欄9を同欄13とし、同欄8中「第39条第13項」を「第177条第14項において準用する同条第6項」に改め、同欄8を同欄12とし、同欄7中「第39条第8項」を「第177条第14項において準用する同条第3項」に改め、同欄7を同欄11とし、同欄6中「第39条第1項又は第2項」を「第93条第1項」に改め、同欄6を同欄10とし、同欄5中「第27条第2項」を「第80条第2項」に改め、同欄5を同欄9とし、同欄4中「第26条第3項」を「第79条第1項ただし書」に改め、同欄4を同欄8とし、同欄3中「第24条第2項」を「第78条第2項」に改め、同欄3を同欄7

とし、同欄2中「第22条第1項」を「第76条第1項」に改め、同欄2を同欄6とし、同欄1中「(昭和24年法律第267号)第10条第1項」を「第73条第1項」に、「漁業権を免許する」を「漁業の免許をする」に改め、同欄1を同欄5とし、同欄に1から4までとして次のように加える。

- 1 漁業法(昭和24年法律第267号)第14条第1項又は第8項若しくは第9項の規定に基づき、県資源管理方針を定め、又は変更すること。
- 2 漁業法第15条第4項(同条第6項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、都道府県別漁獲可能量の設定又はその変更について農林水産大臣に意見を述べること。
- 3 漁業法第16条第1項(同条第5項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、知事管理漁獲可能量の設定又はその変更をすること。
- 4 漁業法第17条第3項の規定に基づき、漁獲割当割合の設定の基準を定めること。

別表第1農政環境部の部水産課の項局長専決事項の欄中36を削り、37を36とし、38から58までを37から57までとし、57の次に次のように加える。

- 58 卸売市場法第13条第5項の規定に基づき、地方卸売市場(水産物の陸揚地において開設されるものに限る。59及び60において同じ。)の認定をすること。
- 59 卸売市場法第14条において準用する同法第10条の規定に基づき、地方卸売市場の開設者に対し、必要な措置をとるべき旨を命ずること。
- 60 卸売市場法第14条において準用する同法第11条第1項の規定に基づき、地方卸売市場の認定を取り消すこと。

別表第2災害対策課の項防災監専決事項の欄10中「発動する」を「適用する」に改め、同欄11中「防衛庁長官」を「防衛大臣」に改め、同項局長専決事項の欄5中「生産、集荷、販売、配給、保管若しくは輸送」を「生産等」に改める。

(地方機関処務規程の一部改正)

第2条 地方機関処務規程(昭和43年兵庫県訓令甲第8号)の一部を次のように改正する。

第3条中「の各号」を削り、同条中第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号から第11号までを1号ずつ繰り上げる。

別表第1総務企画部の部総務企画部の項県民局長専決事項の欄3中「育児休業部分休業」を「育児休業及び部分休業」に改め、同欄6中「臨時又は非常勤の職員」を「臨時的に任用される職員、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第6条第1項の規定により任期を定めて採用される職員又は非常勤職員(地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。)」に改め、同表県民交流室、地域振興室及び地域政策部の部中「地域振興室及び地域政策室」を「地域振興室、地域政策室及び交流渦潮室」に改め、同表県民交流室、地域振興室、地域政策室及び交流渦潮部の部神戸県民センターの県民交流室の項県民局長委任事項の欄14の次に次のように加える。

14の2 フロン排出抑制法第49条第5項の規定に基づき、第1種特定製品廃棄等実施者又は第1種特定製品引取等実施者に対し、必要な措置を講ずべき旨を勧告すること。

別表第1県民交流室、地域振興室、地域政策室及び交流渦潮部の部神戸県民センターの県民交流室の項県民局長委任事項の欄15中「第49条第5項」を「第49条第6項」に改め、同欄16中「第49条第6項」を「第49条第7項」に改め、同欄17中「第49条第7項」を「第49条第8項」に、「第6項まで」を「第7項まで」に改め、同欄33中「第46条第1項」を「第76条第2項」に改め、同欄34中「第46条第4項」を「第76条第8項」に改め、同欄35中「第47条第1項」を「第77条第2項」に改め、同項県民局長専決事項の欄13中「第8条第3項」を「第14条第3項」に改め、同欄14中「第9条第1項」を「第15条第1項」に改め、同欄15中「第9条第2項」を「第15条第2項」に改め、同部阪神南県民センターの県民交流室の項県民局長委任事項の欄6を次のように改める。

6 削除

別表第1県民交流室、地域振興室、地域政策室及び交流渦潮部の部阪神南県民センターの県民交流室の項県民局長専決事項の欄8から10までを次のように改める。

8から10まで 削除

別表第1県民交流室、地域振興室、地域政策室及び交流渦潮部の部阪神北県民局長の項県民局長委任事項の欄中126の2を削り、126の3を126の2とし、126の4を削り、同欄165中「167」の右に「及び178の2」を加え、同欄173中「第11条の2」の右に「又は第11条の3」を、「使用の」の右に「休止、再開又は」を加え、同欄178の次に次のように加える。

178の2 浄化槽法第12条の5第4項(同条第5項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、公共浄

化槽の設置計画の作成又は変更の協議に応ずること。

別表第1 県民交流室、地域振興室、地域政策室及び交流渦潮室の部阪神北県民局の県民交流室の項県民局長委任事項の欄179の次に次のように加える。

179の2 浄化槽法第49条第1項又は第2項の規定に基づき、浄化槽台帳を作成し、又はその作成に必要な情報の提供を求めること。

別表第1 県民交流室、地域振興室、地域政策室及び交流渦潮室の部阪神北県民局の県民交流室の項県民局長委任事項の欄181の次に次のように加える。

181の2 浄化槽法附則第11条第1項から第3項までの規定に基づき、特定既存単独処理浄化槽の管理者に対し、必要な助言若しくは指導をし、必要な措置をとることを勧告し、又は勧告に係る措置をとることを命ずること。

別表第1 県民交流室、地域振興室、地域政策室及び交流渦潮室の部阪神北県民局の県民交流室の項県民局長専決事項の欄16の次に次のように加える。

16の2 廃棄物処理法第12条の7第1項、第7項又は第10項の規定に基づき、2以上の事業者がそれらの産業廃棄物の収集、運搬又は処分を一体として実施することを認定し、変更の認定をし、又は認定を取り消すこと。

別表第1 県民交流室、地域振興室、地域政策室及び交流渦潮室の部淡路県民局の県民交流室の項区分の欄中「県民交流室」を「交流渦潮室」に改め、同表健康福祉事務所及び但馬長寿の郷の部健康福祉事務所の項県民局長委任事項の欄239の3中「第11条第2項（）」を「第11条第3項（同法）」に改め、同欄295中「第4条第4項」を「第4条第3項」に改め、同欄299中「第17条第2項」を「第18条第1項」に改め、「基づき、」の右に「販売業者若しくは特定毒物研究者から」を加え、同欄311の2中「覚せい剤取締法」を「覚醒剤取締法」に、「覚せい剤施用機関」を「覚醒剤施用機関」に、「覚せい剤研究者、覚せい剤原料取扱者又は覚せい剤原料研究者」を「覚醒剤研究者、覚醒剤原料取扱者又は覚醒剤原料研究者」に改め、同欄312中「覚せい剤取締法（昭和26年法律第252号）」を「覚醒剤取締法」に、「覚せい剤の」を「覚醒剤の」に改め、同欄313中「覚せい剤取締法」を「覚醒剤取締法」に、「覚せい剤製造業者等」を「覚醒剤製造業者等」に、「覚せい剤の」を「覚醒剤の」に改め、同欄314中「覚せい剤取締法」を「覚醒剤取締法」に、「覚せい剤原料」を「覚醒剤原料」に改め、同欄314の次に次のように加える。

314の2 覚醒剤取締法第30条の14第2項又は第3項の規定に基づき、医薬品である覚醒剤原料の廃棄又は譲受の届出を受理すること。

別表第1 健康福祉事務所及び但馬長寿の郷の部健康福祉事務所の項県民局長委任事項の欄315中「覚せい剤取締法」を「覚醒剤取締法」に、「覚せい剤原料製造業者等」を「覚醒剤原料製造業者等」に、「覚せい剤原料の」を「覚醒剤原料の」に改め、同欄316中「覚せい剤取締法」を「覚醒剤取締法」に、「覚せい剤施用機関」を「覚醒剤施用機関」に、「覚せい剤研究者」を「覚醒剤研究者」に、「覚せい剤原料輸入業者、覚せい剤原料輸出業者、覚せい剤原料製造業者及び覚せい剤製造業者」を「覚醒剤原料輸入業者、覚醒剤原料輸出業者、覚醒剤原料製造業者及び覚醒剤製造業者」に改め、同欄317中「覚せい剤取締法」を「覚醒剤取締法」に、「覚せい剤施用機関」を「覚醒剤施用機関」に、「覚せい剤研究者」を「覚醒剤研究者」に、「覚せい剤に」を「覚醒剤に」に、「覚せい剤等」を「覚醒剤等」に改め、同欄318中「覚せい剤取締法」を「覚醒剤取締法」に、「覚せい剤原料輸入業者、覚せい剤原料輸出業者、覚せい剤原料製造業者及び覚せい剤製造業者」を「覚醒剤原料輸入業者、覚醒剤原料輸出業者、覚醒剤原料製造業者及び覚醒剤製造業者」に、「覚せい剤原料等」を「覚醒剤原料等」に改め、同項県民局長専決事項の欄1中「第27条第1項」を「第61条第1項」に、「第32条第3項」を「第66条第3項」に改め、同部芦屋健康福祉事務所、宝塚健康福祉事務所、加古川健康福祉事務所、加東健康福祉事務所、中播磨健康福祉事務所、龍野健康福祉事務所、豊岡健康福祉事務所、丹波健康福祉事務所及び洲本健康福祉事務所の項県民局長委任事項の欄5から8までの規定中「基づき」の右に「、子育て援助活動支援事業」を加え、同欄107の次に次のように加える。

107の2 児童福祉法第34条の12の規定に基づき、一時預かり事業の届出を受理すること。

107の3 児童福祉法第34条の14第1項の規定に基づき、一時預かり事業を行う者に対し報告を求め、又は立入検査等をさせること（幼稚園型認定こども園及び幼稚園に関するものを除く。107の4において同じ。）。

107の4 児童福祉法第34条の14第3項の規定に基づき、一時預かり事業を行う者に対し、必要な措置を採るべき旨を命ずること。

107の5 児童福祉法第34条の18の規定に基づき、病児保育事業の届出を受理すること。

107の6 児童福祉法第34条の18の2の規定に基づき、病児保育事業を行う者に対し報告を求め、又は立入検査等をさせること。

別表第1健康福祉事務所及び但馬長寿の郷の部芦屋健康福祉事務所、宝塚健康福祉事務所、加古川健康福祉事務所、加東健康福祉事務所、中播磨健康福祉事務所、龍野健康福祉事務所、豊岡健康福祉事務所、丹波健康福祉事務所及び洲本健康福祉事務所の項県民局長委任事項の欄134の5の次に次のように加える。

134の6 生活保護法第55条の8第1項の規定に基づき、被保護者健康管理支援事業を実施すること。

別表第1農林振興事務所及び農林水産振興事務所の部農林振興事務所及び農林水産振興事務所の項県民局長委任事項の欄中16及び17を削り、15の18を17とし、15の17を16とし、同欄32の2から32の4までの規定中「肥料取締法」を「肥料の品質の確保等に関する法律」に改め、同欄149の次に次のように加える。

149の2 農業用ため池の管理及び保全に関する法律（平成31年法律第17号）第6条の規定に基づき、同法第7条第1項に規定する特定農業用ため池（149の6において「特定農業用ため池」という。）の所有者等に対し、必要な措置を講ずべき旨の勧告をすること。

149の3 農業用ため池の管理及び保全に関する法律第8条第1項又は3項の規定に基づき、行為の許可をし、又は協議に応ずること。

149の4 農業用ため池の管理及び保全に関する法律第9条の規定に基づき、防災工事に関する計画の届出を受理し、又は当該届出に係る計画の変更を命ずること。

149の5 農業用ため池の管理及び保全に関する法律第10条の規定に基づき、防災工事の施行を命ずること。

149の6 農業用ため池の管理及び保全に関する法律第18条第1項の規定に基づき、特定農業用ため池に関し、報告を求め、又は立入調査を行わせること。

149の7 農業用ため池の管理及び保全に関する法律第18条第2項の規定に基づき、他人の占有する土地に立ち入らせること。

149の8 ため池の保全等に関する条例（平成27年兵庫県条例第18号）第11条第4項の規定に基づき、ため池の設置の許可をすること。

別表第1農林振興事務所及び農林水産振興事務所の部農林振興事務所及び農林水産振興事務所の項県民局長委任事項の欄150中「（平成27年兵庫県条例第18号）第10条第5項」を「第11条第5項」に改め、同欄150の2から150の4までを次のように改める。

150の2 ため池の保全等に関する条例第12条の規定に基づき、許可を取り消し、又は工事の停止を命ずること。

150の3 ため池の保全等に関する条例第16条第2項の規定に基づき、同条例第17条第1項に規定する特定ため池（以下「特定ため池」という。）の所有者等に対し、物件の撤去その他の必要な措置をとるべきことを命ずること。

150の4 ため池の保全等に関する条例第16条第3項の規定に基づき、特定ため池について同条第2項の規定による命令に係る措置を講じた旨の届出を受理すること。

別表第1農林振興事務所及び農林水産振興事務所の部農林振興事務所及び農林水産振興事務所の項県民局長委任事項の欄150の4の次に次のように加える。

150の5 ため池の保全等に関する条例第18条第1項、第3項又は第5項の規定に基づき、防災工事に関する計画の届出を受理し、又は当該届出に係る計画の変更を命ずること。

150の6 ため池の保全等に関する条例第18条第4項の規定に基づき、防災工事の施行を命ずること。

150の7 ため池の保全等に関する条例第19条第1項又は第3項の規定に基づき、行為の許可をし、又は協議に応ずること。

別表第1農林振興事務所及び農林水産振興事務所の部農林振興事務所及び農林水産振興事務所の項県民局長委任事項の欄151中「第17条第1項」を「第21条第1項」に、「ため池の管理の状況について必要な」を「特定ため池について」に、「ため池の施設の位置若しくは構造について検査させる」を「立入調査を行わせる」に改め、同欄153を削り、同欄152中「第18条第1項」を「第22条第1項又は第2項」に、「ため池の管理者」を「特定ため池の所有者等」に、「勧告する」を「勧告し、又は勧告に係る措置をとるべきことを命ずる」に改め、同欄152を同欄153とし、同欄151の次に次のように加える。

152 ため池の保全等に関する条例第21条第2項の規定に基づき、他人の占有する土地に立ち入らせること。

別表第1農林振興事務所及び農林水産振興事務所の部農林振興事務所及び農林水産振興事務所の項県民局長委任事項の欄154中「第18条第3項」を「第22条第3項」に、「ため池の管理者」を「特定ため池の所有者等」に改め、「措置」の右に「を講じた旨」を加える。

別表第1農林振興事務所及び農林水産振興事務所の部農林振興事務所及び農林水産振興事務所の項県民局長専決事項の欄16を次のように改める。

16 農業経営基盤強化促進法第13条の2第1項の規定に基づき、2以上の県内の同意市町の区域内において

農業経営を営み、又は営もうとする者の農業経営改善計画を認定し、又は認定を取り消すこと。

別表第1 農林振興事務所及び農林水産振興事務所の部農林振興事務所及び農林水産振興事務所の項県民局長専決事項の欄中124の2を削り、125から127までを次のように改める。

125から127まで 削除

別表第1 農林振興事務所及び農林水産振興事務所の部加古川農林水産振興事務所の項県民局長委任事項の欄8の次に次のように加える。

8の2 漁業法（昭和24年法律第267号）第26条第1項の規定に基づき、漁獲量等の報告を受理すること。

8の3 漁業法第27条の規定に基づき、年次漁獲割合量を超えて特定水産資源の採捕をした者が使用する船舶の停泊等を命ずること。

8の4 漁業法第32条第2項の規定に基づき、知事管理区分において特定水産資源の採捕をする者に対し、必要な助言、指導又は勧告をすること。

8の5 漁業法第33条第2項の規定に基づき、知事管理区分において特定水産資源の採捕をする者に対し、採捕の停止等を命ずること。

8の6 漁業法第34条の規定に基づき、違反行為をした者が使用する船舶の停泊等を命ずること。

別表第1 農林振興事務所及び農林水産振興事務所の部加古川農林水産振興事務所の項県民局長委任事項の欄9中「（昭和24年法律第267号）第134条第1項」を「第176条第1項」に改め、同欄15中「第30条」を「第33条」に改め、同欄16から21までを次のように改める。

16から21まで 削除

別表第1 農林振興事務所及び農林水産振興事務所の部加古川農林水産振興事務所の項県民局長専決事項の欄1中「第66条第1項」を「第57条第1項」に改め、同欄1の次に次のように加える。

1の2 漁業法第125条第1項の規定に基づき、協定の締結又は変更を認定すること。

1の3 漁業法第126条第2項の規定に基づき、認定協定への参加をあっせんすること。

別表第1 農林振興事務所及び農林水産振興事務所の部加古川農林水産振興事務所の項県民局長専決事項の欄20を次のように改める。

20 水産業協同組合法第11条の3第1項の規定に基づき、資源管理規程の設定又は変更を認可すること。

別表第1 農林振興事務所及び農林水産振興事務所の部加古川農林水産振興事務所の項県民局長専決事項の欄21中「第11条の4第1項」を「第12条の4第1項」に改め、同欄22中「第11条の5」を「第11条の7」に改め、同欄23中「第11条の11第1項」を「第11条の14第1項」に改め、同欄24を次のように改める。

24 削除

別表第1 農林振興事務所及び農林水産振興事務所の部加古川農林水産振興事務所の項県民局長専決事項の欄29中「漁業協同組合等の信用事業に関する命令」を「漁業協同組合等の信用事業等に関する命令」に改め、同欄30を次のように改める。

30 削除

別表第1 農林振興事務所及び農林水産振興事務所の部加古川農林水産振興事務所の項県民局長専決事項の欄中31及び32を削り、33を31とし、34から36までを32から34までとし、同部豊岡農林水産振興事務所の項県民局長専決事項の欄9及び10を次のように改める。

9及び10 削除

別表第1 農林振興事務所及び農林水産振興事務所の部豊岡農林水産振興事務所の項県民局長専決事項の欄11中「第11条第1項及び第2項並びに第11条の2」を「第62条第1項又は第64条」に、「免許の内容たるべき事項等」を「海区漁場計画」に改め、同欄12を削り、同欄13中「第14条第4項及び第5項（同条第7項及び第10項において準用する場合を含む。）」を「第72条第6項及び第7項」に改め、同欄13を同欄12とし、同欄12の次に次のように加える。

13 漁業法第73条第1項の規定に基づき、漁業の免許をすること。

別表第1 農林振興事務所及び農林水産振興事務所の部豊岡農林水産振興事務所の項県民局長専決事項の欄14を次のように改める。

14 削除

別表第1 農林振興事務所及び農林水産振興事務所の部豊岡農林水産振興事務所の項県民局長専決事項の欄15中「第22条第1項」を「第76条第1項」に改め、同欄16中「第24条第2項及び第4項」を「第78条第2項及び第3項」に改め、同欄17中「第26条第1項」を「第79条第1項」に改め、同欄18中「第27条第2項」を「第80条第2項」に改め、「合併」の右に「若しくは分割」を加え、「認定する」を「通知する」に改め、同欄19中「第34条第1項」を「第86条第1項」に改め、「又は第4項」を削り、「第36条第3項及び第4項」を

「第88条第4項及び第5項」に改め、同欄20中「第36条第1項」を「第88条第1項」に、「同条第4項」を「同条第5項」に改め、同欄21中「第37条第1項」を「第89条第1項」に改め、「第3項」の右に「(同法第88条第4項及び第5項において準用する場合を含む。)」を加え、同欄22中「第37条第4項において準用する同法第34条第7項」を「第89条第6項」に、「第38条第5項並びに第39条第4項及び第14項」を「第86条第4項、第92条第3項及び第93条第3項」に改め、同欄23中「第38条第1項から第3項まで」を「第92条第1項及び第2項(同法第88条第4項及び第5項において準用する場合を含む。)」に改め、同欄24中「第39条第1項から第3項まで」を「第93条第1項及び第2項(同法第88条第4項及び第5項において準用する場合を含む。)」に改め、同欄25中「第40条」を「第94条(同法第88条第4項及び第5項において準用する場合を含む。)」に改め、同欄26中「第41条第1項」を「第95条第1項」に、「抵当権者等」を「登録先取特権者等」に改め、同欄26の次に次のように加える。

26の2 漁業法第106条第7項又は第9項の規定に基づき、漁業権行使規則等の制定又は変更若しくは廃止を認可すること。

別表第1 農林振興事務所及び農林水産振興事務所の部豊岡農林水産振興事務所の項県民局長専決事項の欄27中「第67条第3項」を「第120条第3項」に改め、同欄28中「第67条第4項」を「第120条第4項」に改め、同欄29中「第67条第9項」を「第120条第9項」に改め、同欄30中「第67条第11項」を「第120条第11項」に改め、同欄31中「第72条」を「第122条」に改め、同欄32中「第120条」を「第161条」に改め、同欄33中「第121条」を「第162条」に改め、同欄34中「第122条」を「第163条」に改め、同欄35中「第124条第1項」を「第165条第1項」に改め、同欄36中「第124条第2項」を「第165条第2項」に改め、同欄37中「第124条第4項」を「第165条第4項」に改め、同表土木事務所、尼崎港管理事務所及び姫路港管理事務所の部土木事務所の項県民局長委任事項の欄523中「第19条の5」を「第19条の6」に改め、同欄524中「第24条の6第3項」を「第24条の7第3項」に改め、同欄533の次に次のように加える。

533の2 建設業法第41条の2第1項から第4項までの規定に基づき、建設資材製造業者等に対して適当な措置をとるべきことを勧告し、勧告に従わなかった旨を公表し、勧告に係る措置をとるべきことを命じ、又は事務所等への立入検査をさせること。

別表第1 土木事務所、尼崎港管理事務所及び姫路港管理事務所の部土木事務所の項県民局長専決事項の欄33の次に次のように加える。

33の2 建設業法第17条の2第1項から第3項まで又は第17条の3第1項の規定に基づき、建設業の譲渡及び譲受け、合併、分割又は相続の認可をすること。

33の3 建設業法第17条の2第5項(同法第17条の3第3項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、建設業の許可の条件を取り消し、変更し、又は新たに条件を付すこと。

別表第2 動物愛護センター所長の項委任事項の欄1の5中「第24条の4」を「第24条の4第1項」に改め、同欄1の8中「第22条の6第2項」を「第21条の5第2項」に、「犬猫等販売業」を「動物販売業」に改め、同欄1の8の2中「第22条の6第3項」を「第22条の6」に改め、同欄1の9中「第24条の4」を「第24条の4第1項」に改め、同欄1の9の次に次のように加える。

1の9の2 動物の愛護及び管理に関する法律第23条第3項(同法第24条の4第1項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、同法第23条第1項(同法第24条の4第1項において準用する場合を含む。)又は第2項の規定による勧告に従わなかった旨を公表すること。

別表第2 動物愛護センター所長の項委任事項の欄1の10中「第23条第3項」を「第23条第4項」に、「第24条の4」を「第24条の4第1項」に改め、「第23条第1項」の右に「(同法第24条の4第1項において準用する場合を含む。)」を加え、同欄1の11中「第24条の4」を「第24条の4第1項」に改め、同欄1の11の次に次のように加える。

1の11の2 動物の愛護及び管理に関する法律第24条の2第1項又は第2項の規定に基づき、第一種動物取扱業者に対し、必要な勧告をし、又は勧告に係る措置をとるべきことを命ずること。

1の11の3 動物の愛護及び管理に関する法律第24条の2第3項の規定に基づき、第一種動物取扱業者の登録を取り消された者等に対し報告を求め、又はその飼養施設を設置する場所その他関係のある場所に立ち入り、飼養施設その他の物件を検査させること。

別表第2 動物愛護センター所長の項委任事項の欄1の12中「第24条の2」を「第24条の2の2」に改め、同欄1の14中「第25条第1項」の右に「又は第2項」を、「対し、」の右に「必要な指導若しくは助言をし、又は」を加え、同欄1の15中「第25条第2項」を「第25条第3項」に、「同条第1項」を「同条第2項」に改め、同欄1の16中「第25条第3項」を「第25条第4項」に改め、同欄1の16の次に次のように加える。

1の17 動物の愛護及び管理に関する法律第25条第5項の規定に基づき、動物の飼養若しくは保管をしてい

る者に対し報告を求め、又はその動物の飼養若しくは保管に係るのある場所に立ち入り、飼養施設その他の物件を検査させること。

別表第2県立ものづくり大学校長、県立但馬技術大学校長及び県立神戸高等技術専門学院長の項委任事項の欄1中「第5条、」を「第4条第3項若しくは第5条第2項、」に、「第5条及び」を「第5条若しくは第7条又は」に改め、同欄1の次に次のように加える。

1の2 兵庫県立ものづくり大学の設置及び管理に関する条例第5条第1項又は兵庫県立但馬技術大学の設置及び管理に関する条例第6条の規定に基づき、施設の利用を許可すること。

1の3 兵庫県立ものづくり大学の設置及び管理に関する条例第5条第3項又は兵庫県立但馬技術大学の設置及び管理に関する条例第8条の規定に基づき、使用料の返還を認めること。

1の4 兵庫県立ものづくり大学の設置及び管理に関する条例第6条又は兵庫県立但馬技術大学の設置及び管理に関する条例第9条の規定に基づき、利用の許可を取り消すこと。

(労働委員会事務局処務規程の一部改正)

第3条 労働委員会事務局処務規程（昭和38年兵庫県訓令甲第5号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第10号中「臨時若しくは非常勤の職員」を「臨時的に任用される職員、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第6条第1項の規定により任期を定めて採用される職員又は非常勤職員（地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）」に、「退職させ、又は日々雇用職員を雇用する」を「退職させる」に改める。

(収用委員会事務局処務規程の一部改正)

第4条 収用委員会事務局処務規程（平成16年兵庫県訓令第8号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中第12号を削り、第13号を第12号とし、第14号を第13号とする。

附 則

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第2条中地方機関処務規程別表第2動物愛護センター所長の項委任事項の欄1の5及び1の8から1の9までの改正規定、同欄1の9の次に次のように加える改正規定、同欄1の10及び1の11の改正規定、同欄1の11の次に次のように加える改正規定、同欄1の12及び1の14から1の16までの改正規定並びに同欄1の16の次に次のように加える改正規定 令和2年6月1日
- (2) 第1条のうち決裁規程別表第1農政環境部の部消費流通課の項課名の欄及び知事決裁事項の欄の改正規定、同項局長専決事項の欄1から3までの改正規定、同欄中4から7までを削り、8を4とし、9から26までを5から22までとする改正規定並びに同部水産課の項局長専決事項の欄57の次に次のように加える改正規定並びに第2条のうち地方機関処務規程別表第1農林振興事務所及び農林水産振興事務所の部農林振興事務所及び農林水産振興事務所の項県民局長委任事項の欄中16及び17を削り、15の18を17とし、15の17を16とする改正規定並びに同部加古川農林水産事務所の項局長専決事項の欄30の改正規定 令和2年6月21日
- (3) 第2条中地方機関処務規程別表第1土木事務所、尼崎港管理事務所及び姫路港管理事務所の部土木事務所の項県民局長委任事項の欄523及び524の改正規定、同欄533の次に次のように加える改正規定並びに同項県民局長専決事項の欄33の次に次のように加える改正規定 令和2年10月1日
- (4) 第2条中地方機関処務規程別表第1健康福祉事務所及び但馬長寿の郷の部芦屋健康福祉事務所、宝塚健康福祉事務所、加古川健康福祉事務所、加東健康福祉事務所、中播磨健康福祉事務所、龍野健康福祉事務所、豊岡健康福祉事務所、丹波健康福祉事務所及び洲本健康福祉事務所の項県民局長委任事項の欄134の5の次に次のように加える改正規定 令和3年1月1日
- (5) 第1条中決裁規程別表第1農政環境部の部農産園芸課の項局長専決事項の欄1及び2の改正規定並びに第2条中地方機関処務規程別表第1農林振興事務所及び農林水産振興事務所の部農林振興事務所及び農林水産振興事務所の項県民局長委任事項の欄32の2から32の4までの改正規定 肥料取締法の一部を改正する法律（令和元年法律第62号）の施行の日
- (6) 第1条のうち決裁規程別表第1農政環境部の部水産課の項局長専決事項の欄22から25までを削る改正規定、同欄21の改正規定、同欄21を同欄25とする改正規定、同欄20の改正規定、同欄20を同欄24とし、同欄13から19までを同欄17から23までとする改正規定、同欄12の改正規定、同欄12を同欄16とする改正規定、同欄11の改正規定、同欄11を同欄15とする改正規定、同欄10の改正規定、同欄10を同欄14とする改正規定、同欄9の改正規定、同欄9を同欄13とする改正規定、同欄8の改正規定、同欄8を同欄12とする改正規定、

同欄7の改正規定、同欄7を同欄11とする改正規定、同欄6の改正規定、同欄6を同欄10とする改正規定、同欄5の改正規定、同欄5を同欄9とする改正規定、同欄4の改正規定、同欄4を同欄8とする改正規定、同欄3の改正規定、同欄3を同欄7とする改正規定、同欄2の改正規定、同欄2を同欄6とする改正規定、同欄1の改正規定、同欄1を同欄5とする改正規定、同欄に1から4までとして次のように加える改正規定及び同欄中36を削り、37を36とし、38から58までを37から57までとする改正規定並びに第2条のうち地方機関処務規程別表第1農林振興事務所及び農林水産振興事務所の部加古川農林水産振興事務所の項県民局長委任事項の欄8の次に次のように加える改正規定、同欄9及び15から21までの改正規定、同項県民局長専決事項の欄1の改正規定、同欄1の次に次のように加える改正規定、同欄20から24までの改正規定、同欄中31及び32を削り、33を31とし、34から36までを32から34までとする改正規定、同部豊岡農林水産振興事務所の項県民局長専決事項の欄9から11までの改正規定、同欄12を削る改正規定、同欄13の改正規定、同欄13を同欄12とし、同欄12の次に次のように加える改正規定、同欄14から26までの改正規定、同欄26の次に次のように加える改正規定並びに同欄27から37までの改正規定 漁業法等の一部を改正する等の法律（平成30年法律第95号）の施行の日



兵庫県訓令第3号

本 庁
地 方 機 関

行政組織規則の一部を改正する規則の施行に伴う関係訓令の整理等に関する訓令を次のように定める。

令和2年3月31日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

行政組織規則の一部を改正する規則の施行に伴う関係訓令の整理等に関する訓令

（職員服務規程の一部改正）

第1条 職員服務規程（昭和36年兵庫県訓令甲第15号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「政策創生部長、女性生活部長」を「知事公室長、政策創生部長、県民生活部長」に改め、同条第3号中「知事室長」を「全国豊かな海づくり大会推進室長」に改め、「局の参事」の右に「(企画参事及び参事（歴史資源活用担当）を除く。）」を加え、「観光監」を「国際監、秘書課長」に、「観光振興課長及び国際観光課長」を「芸術文化課長、国際交流課長及び国際経済課長」に改め、同条第4号中「課長を除く」を「課長を除き、企画参事を含む」に改め、同条第6号中「課長」の右に「(企画参事を含む。次号において同じ。）」を加える。

（公印規程の一部改正）

第2条 公印規程（昭和37年兵庫県訓令甲第18号）の一部を次のように改正する。

別表中知事室長印の款を次のように改める。

知事公室長印	方27	企画県民部知事公室秘書長
--------	-----	--------------

別表観光監印の款中「観光監印」を「国際監印」に、「産業労働部観光振興課長」を「産業労働部国際交流課長」に改め、出納局工事検査室長印の款の次に次のように加える。

企画参事印	方25	地域創生局長の指定する企画参事
-------	-----	-----------------

（官報報告規程の一部改正）

第3条 官報報告規程（昭和38年兵庫県訓令甲第1号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「第378条に規定する」の右に「企画参事、」を加える。

（財産評価委員会規程の一部改正）

第4条 財産評価委員会規程（昭和38年兵庫県訓令甲第22号）の一部を次のように改正する。

第3条第4項中「関係課長」の右に「(企画参事を含む。）」を加える。

第6条第3項中「課長」の右に「(企画参事を含む。）」を加える。

（統計調査調整規程の一部改正）

第5条 統計調査調整規程（昭和39年兵庫県訓令甲第2号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「とする課長」の右に「(企画参事を含む。）」を加える。

(入札参加者資格審査会規程の一部改正)

第6条 入札参加者審査会規程(昭和41年兵庫県訓令第7号)の一部を次のように改正する。

別表第2まちづくり部会の項中

「県土整備部住宅建築局長」

を

「県土整備部住宅建築局長

県土整備部住宅参事」

に改め、同表企業部会の項中

「企業庁参事(誘致担当)

企業庁総務課長

企業庁総務課経営企画参事

企業庁水道課長

企業庁水道課経営参事」

を

「企業庁総務課長

企業庁総務課事業戦略参事

企業庁水道課長」

に改める。

(出納局決裁規程の一部改正)

第7条 出納局決裁規程(昭和42年兵庫県訓令第18号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「局(」の右に「知事公室、」を加え、「知事室」を「全国豊かな海づくり大会推進室」に改め、「参事(」の右に「企画参事及び参事(歴史資源活用担当)を除く。」を加える。

(執務環境規程の一部改正)

第8条 執務環境規程(昭和49年兵庫県訓令第17号)の一部を次のように改正する。

第4条中「室の長」の右に「(企画参事を含む。)」を加える。

(職員安全健康管理規程の一部改正)

第9条 職員安全健康管理規程(昭和50年兵庫県訓令第1号)の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「課長を」を「企画参事、課長及び室長を」に改める。

(情報管理規程の一部改正)

第10条 情報管理規程(昭和51年兵庫県訓令第13号)の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「各局長(」の右に「知事公室長、」を加え、「知事室長、観光監」を「全国豊かな海づくり大会推進室長、国際監」に改める。

第4条中「の課長」の右に「(企画参事を含む。)」を加え、「き損を」を「毀損を」に改め、同条第2号中「き損した」を「毀損した」に改める。

(附属機関の幹事の指定に関する規程の一部改正)

第11条 附属機関の幹事の指定に関する規程(平成12年兵庫県訓令第8号)の一部を次のように改正する。

本則の表県民生活審議会の項中

「企画県民部管理局私学教育課長」

を

「企画県民部知事公室芸術文化課長

企画県民部管理局私学教育課長」

に、

「企画県民部ビジョン局統計課長

企画県民部女性青少年局男女家庭課長

企画県民部女性青少年局青少年課長」

を

「企画県民部ビジョン局統計課長」

に、

「企画県民部県民生活局芸術文化課長」

を

「企画県民部女性青少年局男女家庭課長
企画県民部女性青少年局青少年課長」
に改め、同表地域安全まちづくり審議会の項中
「企画県民部女性青少年局男女家庭課長
企画県民部女性青少年局青少年課長」
を
「企画県民部県民生活局県民生活課長」
に、
「企画県民部防災企画局防災企画課長」
を
「企画県民部女性青少年局男女家庭課長
企画県民部女性青少年局青少年課長
企画県民部防災企画局防災企画課長
企画県民部災害対策局消防課長
健康福祉部社会福祉局社会福祉課長
健康福祉部社会福祉局地域福祉課長」
に、
「健康福祉部健康局薬務課長
産業労働部国際局国際交流課長」
を
「健康福祉部障害福祉局障害福祉課いのち対策室長
健康福祉部障害福祉局ユニバーサル推進課長
健康福祉部健康局健康増進課認知症対策室長
健康福祉部健康局薬務課長
産業労働部政策労働局労政福祉課長
産業労働部政策労働局能力開発課長
産業労働部産業振興局経営商業課長
農政環境部環境管理局環境整備課長
県土整備部県土企画局契約管理課長」
に、
「県土整備部まちづくり局都市計画課長
県土整備部まちづくり局公園緑地課長
県土整備部住宅建築局住宅政策課長」
を
「県土整備部まちづくり局公園緑地課長
県土整備部住宅建築局住宅政策課長
県土整備部住宅建築局公営住宅課長
県土整備部住宅建築局住宅管理課長」
に改め、同表交通安全対策会議の項中
「企画県民部企画財政局財政課長
企画県民部企画財政局市町振興課長
企画県民部広報戦略課長
企画県民部女性青少年局青少年課長」
を
「企画県民部知事公室広報戦略課長
企画県民部企画財政局財政課長
企画県民部企画財政局市町振興課長」
に、
「企画県民部県民生活局地域安全課交通安全室長」
を

「企画県民部県民生活局地域安全課交通安全室長
企画県民部女性青少年局青少年課長 」

に改め、同表青少年愛護審議会の項中

「企画県民部管理局私学教育課長
企画県民部広報戦略課長
企画県民部女性青少年局男女家庭課長
企画県民部女性青少年局青少年課長 」

を

「企画県民部知事公室広報戦略課長
企画県民部知事公室芸術文化課長
企画県民部管理局私学教育課長 」

に、

「企画県民部県民生活局芸術文化課長」

を

「企画県民部女性青少年局男女家庭課長
企画県民部女性青少年局青少年課長 」

に改め、同表石油コンビナート等防災本部の項中「企画県民部広報戦略課長」を「企画県民部知事公室広報戦略課長」に改め、同表国民保護協議会の項中

「企画県民部企画財政局総務課長
企画県民部広報戦略課長 」

を

「企画県民部知事公室広報戦略課長
企画県民部企画財政局総務課長 」

に改め、同表障害福祉審議会の項中

「企画県民部企画財政局税務課長
企画県民部企画財政局市町振興課長
企画県民部広報戦略課長 」

を

「企画県民部知事公室広報戦略課長
企画県民部企画財政局税務課長
企画県民部企画財政局市町振興課長」

に、「健康福祉部社会福祉局生活支援課長」を「健康福祉部社会福祉局地域福祉課長」に改め、同表景観審議会の項中「企画県民部地域創生局地域振興課長」を「企画県民部地域創生局企画参事（地域創生局長の指定する企画参事に限る。）」に改める。

（副知事の担当事務に関する規程の一部改正）

第12条 副知事の担当事務に関する規程（平成13年兵庫県訓令第15号）の一部を次のように改正する。

第1条の表を次のように改める。

区分	担当事務
1 金澤副知事及び荒木副知事が共管する事務	(1) 次に掲げる組織に係る事務 企画県民部 知事公室 秘書課 広報戦略課 広聴課（総括は、金澤副知事） 政策調整局 企画財政局 財政課 新行政課 市町振興課 管理局 人事課

	<p>新庁舎整備室（総括は、荒木副知事） 地域創生局（総括は、金澤副知事） 防災企画局（総括は、金澤副知事） 災害対策局（総括は、金澤副知事）</p> <p>(2) 次に掲げる執行機関等との調整に係る事務 監査委員 人事委員会</p>
2 金澤副知事が担任する事務	<p>(1) 次に掲げる組織に係る事務 企画県民部 知事公室 芸術文化課 管理局 文書課 私立教育課 ビジョン局 県民生活局 女性青少年局 健康福祉部 農政環境部</p> <p>(2) 次に掲げる県民局及び県民センターに係る事務 東播磨県民局 北播磨県民局 中播磨県民センター 西播磨 県民局 淡路県民局</p> <p>(3) 次に掲げる執行機関等との調整に係る事務 病院局 公安委員会 海区漁業調整委員会 内水面漁場管理 委員会</p>
3 荒木副知事が担任する事務	<p>(1) 次に掲げる組織に係る事務 企画県民部 企画財政局 総務課 税務課 管理局 職員課 管財課 大学課 専門職大学準備室 科学情報局 産業労働部 県土整備部 出納局</p> <p>(2) 次に掲げる県民局及び県民センターに係る事務 神戸県民センター 阪神南県民センター 阪神北県民局 但 馬県民局 丹波県民局</p> <p>(3) 次に掲げる執行機関等との調整に係る事務 企業庁 選挙管理委員会 労働委員会 収用委員会 教育委 員会</p>

附 則

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

告 示

兵庫県告示第425号の6

行政組織規則の一部を改正する規則の施行に伴う関係告示の整理に関する規程を次のように定める。

令和2年3月31日

兵庫県知事 井戸敏三

行政組織規則の一部を改正する規則の施行に伴う関係告示の整理に関する規程

第1条 平成13年兵庫県告示第548号の3（県民局及び県民センターに置く参事等の職の指定に関する規程）の一部を次のように改正する。

本則の表淡路県民局県民交流室参事の項中「淡路県民局県民交流室参事」を「淡路県民局交流渦潮室参事」に改め、同表淡路県民局県民交流室課長の項中「淡路県民局県民交流室課長」を「淡路県民局交流渦潮室課長」に改める。

第2条 平成16年兵庫県告示第476号の5（本庁の課、県民局及び県民センターの室及び事務所並びに県民局及び県民センター以外の地方機関に置く参事の名称を定める規程）の一部を次のように改正する。

別表本庁の課に置く参事の部健康福祉部の款社会福祉局の項中「企画調整参事」を「福祉政策参事」に改め、同部産業労働部の款政策労働局の項中

「

産業政策課	企画調整参事
劳政福祉課	就劳支援参事

」

を

「

産業政策課	企画調整参事
-------	--------

」

に改め、同部農政環境部の款農政企画局の項に次のように加える。

総合農政課	環境農業参事
-------	--------

別表本庁の課に置く参事の部農政環境部の款農林水産局の項を削り、同表県民局及び県民センターの室及び事務所に置く参事の部但馬県民局の款地域政策室の項の次に次のように加える。

豊岡健康福祉事務所	健康参事
-----------	------

別表県民局及び県民センターの室及び事務所に置く参事の部丹波県民局の款県民交流室の項の次に次のように加える。

丹波健康福祉事務所	健康参事
-----------	------

別表県民局及び県民センターの室及び事務所に置く参事の部淡路県民局の款県民交流室の項中「県民交流室」を「交流渦潮室」に、「未来島・渦潮参事」を「県民交流参事」に改め、同項の次に次のように加える。

洲本健康福祉事務所	健康参事
-----------	------

附 則

この告示は、令和2年4月1日から施行する。